

2008年10月17日

お客様各位

内外トランスライン株式会社

**Sea-NACCS 船積確認事項登録(ACL)業務に関する注意事項**

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社業務につきまして格別のご高配を賜り誠に有り難く厚くお礼申し上げます。

さて、10月12日より開始されました新NACCSでのデータ送信に当たり、弊社では旧NACCS同様、弊社に登録されていますご担当者様のメールアドレスに弊社B/L COPY(この段階では、B/L NO.、運賃未確定分)を自動配信する体制としております。

この点につきまして、下記のような場合に自動返信されない場合がございますのでご留意賜りたくお願い申し上げます。

敬具

- 記 -

1. 弊社にて登録済みのNACCS登録業者コードが変更になっている場合  
変更登録が必要です。

弊社登録済みコードではなく、変更後のコードでデータ送信がされる場合、弊社システムでは新しいお客様からの送信データと認識し、そのコードで返信先メールアドレスが登録されていなければメール返信がされないこととなります。

2. 今般新たにNACCS ACL業務を開始しNACCS登録業者コードが新たに付与されている場合  
新規登録が必要です。

NACCS登録業者コード、返信先メールアドレス登録により、ご担当者様のメールアドレスに弊社B/L COPY(この段階では、B/L NO.、運賃未確定分)が自動配信されます。

なお、新規登録及び変更登録につきましては、

<http://www.ntl-naigai.co.jp/guest/document/index.do>

の船積確認事項登録(ACL)に掲げてある書式をご利用下さい。

以上